

第 2 期
羽曳野市教育大綱

令和 4 年 3 月
大阪府羽曳野市

1 策定趣旨

羽曳野市教育大綱（以下「教育大綱」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、市長と教育委員会が、教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたるため、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

平成28(2016)年3月、令和3(2021)年度までを計画期間とした教育大綱において掲げた基本理念・基本方針は、これからの羽曳野における教育について、長期的な視点に立ち定めたものであり、教育の継続性、一貫性の観点からも、これらの基本的な方向性を継承しつつ、本市の教育の現状、また、教育を取り巻く様々な課題に対する国や大阪府の教育施策等を勘案して策定するものです。

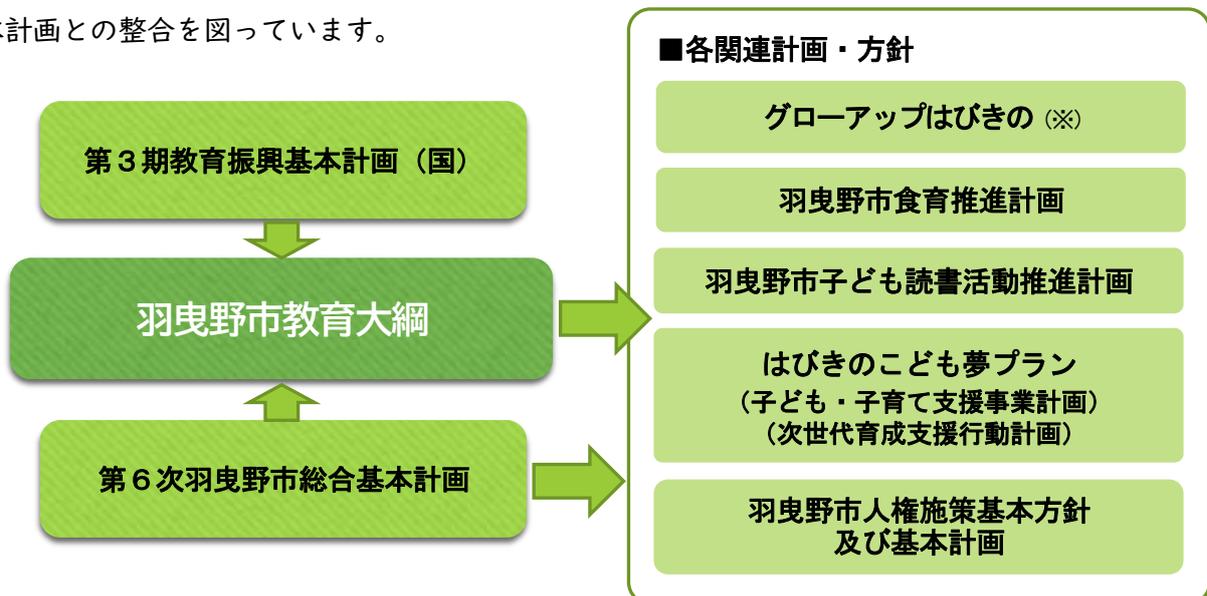
2 計画期間

令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの4年間とします。

ただし、国及び大阪府の動向、社会や教育情勢などの変化を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

3 位置づけ

国の第3期教育振興基本計画を参酌するとともに、第6次羽曳野市総合基本計画、教育に係る基本計画との整合を図っています。



※当該年度の学校園に係る取り組みの重点と指示事項

4 基本理念

豊かな人生を切り拓き 社会の持続可能な発展を支える人づくり

➤ 地域を愛し 地域に愛され

未来にはばたく 子どもの育成

➤ 羽曳野に息づく歴史・文化を誇りに

心身ともに健やかに 磨きをかける 学びの実現

羽曳野市では、ふるさと羽曳野への愛着と誇りを持ち、様々な舞台で夢をかたちにして、未来にはばたき、豊かな人生を切り拓いていくことができる羽曳野の教育を創造するとともに、市民一人ひとりが、生涯を通じて磨きをかけた学びの成果を発揮し地域社会で活躍する、社会の持続可能な発展を支える人づくりをめざします。



5 基本方針

基本理念の実現に向け、以下の5つの基本方針に基づき、学校園、家庭、地域をはじめとして、多様な主体との協働を図りながら、地域社会全体で羽曳野の教育を推進します。

方針1 生涯にわたる基礎を培う就学前児童の教育・保育の充実

- 子どもの学習の芽生えや健やかな成長を促すため、好奇心や探求心、基本的な生活習慣を養うとともに、義務教育への基礎を培うため、幼児期から一人ひとりの子どもに応じた質の高い教育に取り組めます。
- 保育ニーズの高まりによる待機児童の恒常的な解消を図るとともに、認定こども園の設置をはじめとした幼保の連携強化や一体化の推進、適正な集団活動の確保により、総合的な就学前児童の教育・保育に取り組めます。

方針2 子どもの生きる力を育む学校教育の充実

- ICTを活用した指導を推進し、高度情報化する社会において不可欠な情報活用能力、ICT活用能力を育成します。また、学習意欲や興味・関心を引き出し、基礎的な知識・技能の確実な修得や、学校内外の様々な人々との協働学習、多様な体験を通じた課題解決型の学習など新たな形態の学びにより、「確かな学力」を育成します。
- 教育活動全体を通じた道徳・人権教育の充実により、豊かな情操、規範意識や他者への思いやりのある「豊かな心」と、体育・健康教育や学校給食、食育等の充実により、生涯にわたってたくましく生きるために必要な「健やかな体」を育成します。
- グローバルに活躍するための多様な力を育成するため、外国語教育の充実・強化による語学力・コミュニケーション能力の養成や外国の多様な文化や価値観への理解を深める機会を充実します。
- 教職員の資質・能力の向上を図り、新しい時代の教育を担うための教職員を養成します。また、多様化・複雑化する教職員の業務への支援とともに、多様な専門性を持つ人材との連携等により、学校指導体制・指導環境の整備に取り組みます。

方針3 子どもの健やかな成長を支える環境づくり

- 子どもたちを取り巻く環境の変化に的確に対応し、多様な教育活動の展開や教育水準の向上を図るため、地域に相応しい魅力ある学校園づくりに取り組みます。併せて、効果的な教育活動の実現に向け、学校区の再編、合同授業などの集団教育活動を進め、子どもたちが切磋琢磨できる、活力ある教育環境づくりに取り組みます。
- 保育園・幼稚園・こども園から小学校・中学校までの切れ目のない、円滑な接続を図るとともに、各学校段階を通じた生きる力を育むキャリア教育を推進するため、15カ年を通じた特色ある一貫教育を推進します。
- 家庭の経済的・社会的な状況にかかわらず、児童・生徒の学力（生きる力）が保障されるよう、誰ひとり取り残さない、きめ細かな指導や教育機会の確保を推進します。

- 子どもそれぞれの特性や発達状況に配慮した支援の充実を図り、一人ひとりの子どもの能力や可能性を最大限に伸ばす環境を整えます。また、いじめの未然防止や早期発見、不登校など、児童・生徒が抱える不安や悩みの多様化に対応するため、学校・家庭・地域・関係機関が連携した取り組みを一層強化し、指導・相談支援体制を充実します。
- 安全・安心な教育環境を確保するため、施設の耐震化や長寿命化を図ります。また、地域全体で子どもの安全を見守る環境づくりに向け、家庭・地域・関係機関等と連携・協働しながら、防犯・防災教育、感染症対策、登下校時や学校園の安全管理体制の充実・強化に取り組みます。

方針4 子どもを育む学校・家庭・地域の連携

- 学校・家庭・地域などの多様な主体が、互いに連携・協働して、地域社会全体で子どもを見守り、健全に育む地域教育力の向上を図り、教育コミュニティづくりを促進します。
- 家庭教育の主役となる親の教育力の向上が図られるよう、地域全体で家庭教育を支え、親が交流・相談できる支援体制や子どもの成長段階に応じた親の学習機会を充実することにより、親子の育ちを支援します。
- 学校教育での学びや体験学習、地域社会との様々な関わりを通じて、世界遺産である古市古墳群をはじめとした歴史的資源の価値や、地域で受け継がれる伝統や行事への理解を深めることにより、ふるさと羽曳野への愛着や誇りを醸成します。

方針5 市民の生涯にわたる学びの充実

- 誰もが生涯を通じて、生きがいをもって心豊かで健康に暮らし、人生の可能性を広げ新たなステージで活躍することができるよう、学習機会の充実を図るとともに、きめ細かな学習情報の提供に取り組みます。また、それぞれの年代や関心、適性等に応じて、スポーツ・文化芸術に親しめる機会の充実や環境の整備を図り、地域における振興を図ります。
- 市民一人ひとりが、これまでの人生における多様な経験や知識・技能を地域の課題解決や地域づくりに生かすことができるよう、NPO など多様な主体との連携を図りながら、様々な交流や場の創出に取り組むとともに、地域づくりを担う人材の育成に努めます。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】(抜粋)

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

【教育基本法】(抜粋)

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。